

馬事関連事業実証業務委託 仕様書

1 業務名

馬事関連事業実証業務委託

2 目的

南相馬市（以下「本市」という。）は、東日本大震災やコロナ禍からの復興の過程にある中で、本市の強みを活かし、移住・定住者の獲得や地域の活性化等を目指すこととしている。

本市には地域最大の観光資源である「相馬野馬追」を中心とした馬事文化やかつて国体で使用された馬事公苑が立地するなど、馬に関わる独特な環境が存在しているものの、地域で飼養されている馬の頭数に対し、馬事関連の事業や就労先が少なく、馬の仕事に就いている、またはこれから就きたいと考えている人材（以下、「馬事関連人材」という）を呼び込む魅力や受け入れる受け皿が十分にあるとは言えない。

加えて、地域における馬の飼養戸数及び飼養頭数も減少傾向にあることから、馬事文化の継承に資する仕組みづくりが必須となっている。

そのため、本実証事業では、地域で馬を飼養している方や事業者と連携し、馬を活用した通年で成立する事業を開発し、その中で、地域で飼養されている馬を活用していくことで、馬事文化の継承や馬事関連人材の受け皿を創出する事業モデルを構築・実証し、当該事業の持続可能性等を検証するとともに、当該事業のブランディングやプロモーションによる馬事関連人材の確保や関係人口拡大を図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）

4 委託内容

- (1) 馬事文化の継承及び馬事関連人材の確保に資する仕組み・体制案の策定
- (2) (1) に繋がる馬事関連事業の実証
- (3) (2) で実証した事業のモデルや持続可能性に関する改善点等の検討
- (4) 事業結果報告書の提出

5 仕様等

受注者は、馬事文化の継承及び馬事関連人材の確保に資する事業案の策定、情報発信、交渉・調整、諸手続き、各種手配等、実証事業に係る一切の業務を行うものとし、本市が馬事関連人材の移住・定住に向けた取り組みを推進して

いることを考慮した上で、本市の関連部署、市内外の民間事業者、地域内の馬主や馬事関係者、観光事業者、市内施設等と十分に連携して実施するものとする。

(1) 馬事文化の継承及び馬事関連人材の確保に資する仕組み・体制案の策定

- ・本市における馬事文化の継承に資するため、馬の飼養環境の改善や飼養に係る金銭的、物理的負担の軽減等に繋がる事業を企画・立案すること。
- ・馬事関連人材の雇用が見込める事業とすること。特に福島県外からの就労者確保に繋がる仕組みを検討すること。
- ・実証事業終了後の持続性を担保するため、観光サービス等収益化が見込める仕組みとすること。ただし、必ずしも実証事業期間内での収益化までは求めない。
- ・馬事公苑の施設や立地、その他本市の特色を活かした企画とすること
- ・官公署等関係機関との調整及び必要な手続きについて遺漏なく対応すること。

(2) (1) に繋がる馬事関連事業の実証

- ・事業に必要な関係者との調整を行い、企画・立案した事業について実証を行うこと。
- ・市内に多数の馬事関係者及び事業者が存在することを考慮し、実証事業への理解醸成に努め、必要に応じた協力関係を構築すること。
- ・実証にあたっては、市内外の馬事関係者との協力関係を前提とし、関係構築に必要なコストは全て委託費用に含むこと。
- ・実証結果について有用な検証を行うため、実証期間は4ヶ月間以上とすること。
- ・生き物を扱う事業であることを十分に理解し、連携・協業する事業者と共に、予見しうる事故等の回避に最善を尽くすこと。
- ・実証の方法や取得するデータ等については、必要に応じて本市及び本市が実施する「馬事産業の創出に向けた調査・検討事業」の受託事業者と協議の場を設け、より効果的な結果を得るよう努めること。

(3) (2) で実証した事業のモデルや持続可能性に関する改善点等の検討

- ・令和5年度以降における事業化に向けた全体像やその可能性に関する検討を行い、課題点を洗い出した上で、必要な事業推進体制や施策、改善点等について検討すること。

(4) 事業結果報告書の提出

- ・本事業において受注者、市内事業者及びその他関係者を含むすべての事

業実施内容を網羅した報告書を提出すること。なお、実施内容のみを記載するのではなく、検証・検討の結果、本事業の目的を達するために令和5年度以降求められる事業推進体制や施策、改善点等について提案すること。

- ・提出の様式は指定しないが、紙媒体および電子媒体にてそれぞれ提出すること（形式は docx /xlsx /pptx /pdf のいずれかによるものとする）

- ・必要に応じて、事業の実施内容を確認できる画像もしくは動画を添付すること。（形式は、写真はjpg、動画はmp4の形式とすること）

6 業務打ち合わせ

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。

(2) (1) に基づき実施した打ち合わせについては、受注者の責において議事録を作成し、「5仕様等 4事業結果報告書の提出」に定める報告書と共に提出すること。なお、様式については指定せず、要点筆記でも構わないが、都度発注者に確認を行うものとする。

(3) 発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

7 委託料の支払い

委託料については、原則業務完了後に一括で支払うものとするが、受注後速やかに発注者と協議を行うことで、事前の概算払いを受けることができるものとする。

8 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

10 関連先との調整

(1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等（例：許認可権者、権利者等）との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受

注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。

(2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

1.1 その他

(1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。

(3) 提出された報告書、成果品は、発注者に帰属することとする。

(4) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と発注者で協議してその取扱いを定めるものとする。

(6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、発注者が所有することとする。

(7) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。